

# 「第4波」非常事態対策 （「飲食店等に対する営業時間の短縮要請」追加要請対象地域）

令和3年5月2日

- ・対象エリア：中津川市、羽島市、本巣市、岐南町、笠松町、養老町、北方町
- ・要請期間：5月5日（水）から5月11日（火）まで（7日間）  
※ただし、3日及び4日からの開始についても認める。  
その場合の支給額は9日分ないしは8日分とする。